名称　撫養橋橋梁灯（Ｌ四灯）
位置
所在地　撫養橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北北東方約一六〇メートル
北緯　三四―一一―三五
東経　一三四―三六―四七
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十八年六月八日

名称　撫養橋橋梁灯（Ｒ四灯）
位置
所在地　撫養橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北北東方約二〇〇メートル
北緯　三四―一一―三六
東経　一三四―三六―四八
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十八年六月八日

名称　撫養橋橋梁灯（Ｃ三灯）
位置
所在地　撫養橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北北東方約一八〇メートル
北緯　三四―一一―三五
東経　一三四―三六―四八
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十八年六月八日

名称　撫養橋橋梁灯（Ｌ三灯）
位置
所在地　撫養橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北北東方約一六〇メートル
北緯　三四―一一―三五
東経　一三四―三五―四八
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十八年六月九日

名称　撫養橋橋梁灯（Ｒ三灯）
位置
所在地　撫養橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北北東方約二〇〇メートル
北緯　三四―一一―三六
東経　一三四―三六―四八
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十八年六月九日

名称　撫養橋橋梁灯（Ｃ一灯）
位置
所在地　徳島県撫養港（中瀬灯標の北西方約一・七キロメートル）
北緯　三四―一一―三〇
東経　一三四―三六―四五
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十八年六月十日

名称　撫養橋橋梁灯（Ｌ一灯）
位置
所在地　撫養橋橋梁灯（Ｃ一灯）の南南西方約二一メートル
北緯　三四―一一―二九
東経　一三四―三六―四五
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで三〇メートル
変更年月日　平成二十八年六月十日

名称　撫養橋橋梁灯（Ｒ一灯）
位置
所在地　撫養橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北北東方約二二メートル
北緯　三四―一一―三一
東経　一三四―三六―四六
変更した事項　光度　五五カンデラ
光達距離　四・五海里
変更年月日　平成二十八年六月十日

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

号　福山市神村町字長風呂一五三三番二から同市神村町字坂本三〇一三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

二　供用開始の期日　平成二十八年七月四日

国会事項

衆議院

報告書受領

六月二十七日国と地方の協議の場議長菅義偉から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十八年度第一回）における協議の概要に関する報告書

又六月二十八日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十七年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）

平成二十七年度第四・四半期における国庫の状況

辞令

（事務次長）衆議院参事　紅谷　弘志
（庶務部副部長）同　永島　潮
（国際部渉外課長）同　鈴鹿　光次
願により本職を免ずる（各通）
（警務部警務課長）同　横田　徳雄
（庶務部長）同　鹿村謙太郎
（国家基本政策調査室首席調査員兼北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　増田　隆一
国会職員法第十五条の三の規定による期限の到来により平成二十八年六月三十日限り退職（各通）（以上六月三十日）

人事異動

内閣

西田　貴子（政井　貴子）
日本銀行政策委員会審議委員に任命する（六月三十日）

復興庁

（福島復興局長）復興事務官　田谷　聡
総務省に出向させる（六月二十九日）

財務省

（独立行政法人農林漁業信用基金林業管理・査定室長）　山下　弘
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（六月二十九日）

運輸安全委員会

（事務局首席航空事故調査官）
国土交通技官　辻　康二
国土交通省に出向させる
（事務局次席航空事故調査官）
同　平井　一彦
事務局首席航空事故調査官に昇任させる（以上七月一日）